〇宮城県告示第千五十五号

一年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、

次のとおり

宮城県(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

ページ $\stackrel{-}{\sim}$ 指定管理者を指定した。 地方自治法(昭和二十二

公の施設の名称

宮城県クレー射撃場

(自然保護課) \equiv 指定した団体の名称及び所在地 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号宮城県仙台合同庁舎内 一般社団法人宮城県猟友会

(障害福祉課) 指定の期間

務

課

○宮城県告示第千五十六号 平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

課 三 指定管理者を指定した。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十八年十二月二十八日

 \equiv

公の施設の名称

宮城県県民の森

 $\vec{-}$ 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

次のとおり

宮城郡利府町神谷沢字広畑六番地四十

 \equiv 指定の期間

嘉

浩

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

平成二十八年十二月二十八日

指定管理者を指定した。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公の施設の名称

宮城県昭和万葉の森

により告示する。

平成二十八年十二月二十八日

失効する知事指定薬物の名称

株式会社万葉まちづくりセンター 指定した団体の名称及び所在地

黒川郡大衡村松の平三丁目四番三十四号

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

公の施設の名称

宮城県援護寮

指定した団体の名称及び所在地

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

村 井

宮城県知事

嘉 浩

公の施設の名称

松岩漁港の指定施設

指定した団体の名称及び所在地

指定の期間

石巻市開成一番二十七 宮城県漁業協同組合

三

○宮城県告示第千六十一号

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)

○宮城県告示第千五十九号

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

指定の期間

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

公の施設の名称

日門漁港の指定施設

 \equiv 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

ミド] – 三 – メチルブタノアート及びその塩類(通称名:AMB – CHMICA又はMMB – C

化学名 メチル=二-[一-(シクロヘキシルメチル)-一H-インドール-三-カルボキサ

宮城県知事

村

井

浩

化学名 二- (四-エトキシ-三・五-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

(通

サミド及びその塩類(通称名:Furanylfentanyl又はFu-F) 化学名 N-(一-フェネチルピペリジン-四-イル)-N-フェニルフラン-二-カルボキ 指定管理者を指定した。

称名:Escaline)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

平成二十八年十二月三十一日

○宮城県告示第千六十号

指定管理者を指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

平成二十八年十二月二十八日

村

宮城県知事

井

嘉

浩

(3)	3) 平成28年12月28日 水曜日										宮		城		県 公 報						号外第48号									
石巻市開成一番二十七	宮城県漁業協同組合	二 指定した団体の名称及び所在地	女川漁港の指定施設(南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地)	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十八年十二月二十八日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第千六十四号	平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	三 指定の期間	石巻市開成一番二十七	宮城県漁業協同組合	二 指定した団体の名称及び所在地	塩釜漁港の指定施設(越の浦泊地)		宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十八年十二月二十八日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第千六十三号	平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	三 指定の期間	塩竈市海岸通五番七号	塩竈市観光物産協会	二 指定した団体の名称及び所在地	塩釜漁港の指定施設(物揚場、岸壁、護岸及び桟橋横泊地)	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十八年十二月二十八日
指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県教育委員会告示第二十二号	平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	三 指定の期間	仙台市青葉区錦町一丁目三番九号	公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	二 指定した団体の名称及び所在地	宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)	一 公の施設の名称	宮城県教育委員会	平成二十八年十二月二十八日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県教育委員会告示第二十一号	教育委員会		平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	三 指定の期間	仙台市青葉区一番町三丁目六番一号	株式会社東北ダイケン	二 指定した団体の名称及び所在地	仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(中央公園及びリバーウォーク)	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十八年十二月二十八日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第千六十五号	平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	三 指定の期間

平成二十八年十二月二十八日

宮 城 県 教 育 委員

会

_ 指定した団体の名称及び所在地

公の施設の名称

1

宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設)

2 構成員の名称及び所在地

宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字舘四十番地一

美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

ミズノスポーツサービス株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

三

指定の期間

指定管理者を指定した。

○宮城県教育委員会告示第二十三号

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

平成二十八年十二月二十八日

宮 城 県 教 育 委 員

会

公の施設の名称

指定した団体の名称及び所在地 宮城県仙南総合プール

東京都中央区新川一丁目二十一番二号 セントラルスポーツ株式会社

 \equiv 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年十二月二十八日

公の施設の名称

宮 城 県 教 育 2 委員 会

> 合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場) 宮城県総合運動公園 (宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、 総合体育館、

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ

2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字舘四十番地

同和興業株式会社 セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二号 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

 \equiv

指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで